

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成26年8月4日

広島地方裁判所 民事第1部1E 御中

原告訴訟代理人弁護士 仲 田 誠 一

外7名



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲14	ウェブページ (指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則)	写し H26.6.11 (印刷日)	指定自動車教習所公正取引協議会	甲13と同旨。規約第4条及び規則第2条以下の内容を明らかにするため追加提出するもの。